

財政の比較研究方法を論ず / 特に、所謂財政負擔の比較を中心として

三田村， 一郎

<https://doi.org/10.15017/4151159>

出版情報：経済學研究. 7 (3), pp.1-34, 1937-11-25. 九州大学經濟学会
バージョン：
権利関係：



財政の比較研究方法を論ず

——特に、所謂財政負擔の比較を中心として——

三 田 村 一 郎

目 次

- 一 財政（負擔）の比較研究の必要
- 二 財政（負擔）の比較研究の困難
- 三 財政（負擔）の比較研究方法上の考慮點

一 財政特に財政負擔の比較研究の必要

近時財政學の一つの重要な職分として、財政現象の社會經濟的効果、就中、財政負擔の研究と云ふ事が重要視せらるるに至つた。而して、此の場合、財政の負擔を、單に一國のみならず國際的に比較研究する必要が高調されつゝある。惟ふに、財政の國際比較は、必ずしも、今日に始まつたものでは無い。例へば、十七世紀に Hermann Conring¹⁾によつて基礎付けられた所謂獨逸の Universitätsstatistik（大學統計）

財政の比較研究方法を論ず

1) Conring, Hermann (1606 – 1681) : Examen Rerum Publicarum Totius Urbis. Bd. 4 der gesammelten Schriften, hrsg. v. J. W. Goebel, 1730.

Vgl. Zehrfeld, Reinold : Hermann Conrings Staatenkunde. Sozialwissenschaftliche Forschungen, Abt. 1. Hft. 5, 1926.

に於いても、その端緒を見出す事が出来る。否、財政の國際的比較は、統計の取扱つた最も古い問題の一つであつた。この事は、官房學において、一つの證據を看取する事が出来る。併し乍ら、十九世紀の初頭迄は、比較財政統計は、官房學の意味に於ける國家制度の比較論の爲めの補助手段として、附隨的に利用されたに過ぎない²⁾。次いで、謂はゞ一の遊離過程を経て、官房學の爾餘の學科、例へば、人口論等から分離して、純粹の比較財政統計の發達を見るに至つた。而して、十九世紀の後半以後に於けるかゝる發展の根本動機が、公共役務の増大、従つて又、租税の増徴に伴ふ、財政負擔の國際比較の必要に存した事は注目に値する。が、此の問題が、特に重視せらるに至つたのは、寧ろ、二十世紀に入つてからの事であり、就中、大戰以後の事に屬すと云つていい。今、其の理由に就いて考察するに、

第一、獨占資本主義段階に入つて、一方、財政の經費が著しく膨脹せるに反し、他方、民衆の貧困化が顯著となり、従つて、各國を通じて、財政難の勢ひが誘致せられ、その事は、又、ひいて、財政負擔の増大を齎らした。茲に於いてか、各國に互り、夫々、國富及び國民所得に對比して、財政負擔が如何なる割合を占めるかを研究する事が、社會的にも、財務行政的にも、必要となつて來た。

第二に、それと關聯して、國民の中の諸階級及び集團の間に於ける財政鬭争が激化し、従つて、從來、財政に多く無關心の態度を採つてゐた民衆が、現時に於いては、財政に對しても、その關心を深め、かくして、諸階級及び諸集團間の、負擔比較の必要が一般に認識されるに至つた。

2) Z. B. bei Frhr. Malchus, Statistik und Staatenkunde, 1826.

第三、大戦後の賠償問題並びに戦債問題に關聯して、租税負擔の國際比較が、債務國の給付能力を計る一つの有力な目安として、大なる政治的意義を持つ事になつて來た。かくて、例へば、一九二〇年にブリュッセルの財政會議に於いて、賠償問題に關聯して國際的財政統計の比較研究の問題が論ぜられ、その結果、國際聯盟が此の方面の仕事に着手し、幾多の貴重なる資料を發表してゐる。³⁾

第四、大戦後、資本主義の矛盾の激化に伴ひ、一九二九年の末から世界的恐慌が勃發し、其の結果、國際的經濟戰が激しくなり、一方、夫れに照應して、列強の武力抗爭が激烈となり、世界的に戰爭の危機が切迫するに至つた。かゝる國際情勢に當面して、各國は、大戦以後、屢々、軍縮會議を開催して危機の回避に努めてゐる。而して、是等會議の中心問題は、各國軍備の比率の問題である。然るに、是等の比較研究は、一つには、各國の豫算を通じて、軍事費の國際比較を爲す事に依り、その目的を達する事が出来る。此の意味に於いても、各國財政の國際比較の重要性が、高調されるに至つたのである。

第五、各國に於いて、資本主義の發展に伴ひ、都鄙の間の經濟的實力の懸隔が甚しくなり、特に、又、財政の租税公課の負擔の分配や、又、經費を通じての經濟的並びに文化的恩惠の配分に於いて、都鄙の間の懸隔が顯著となつて來た。かゝる實情は、農村問題の激化、地方經濟の疲弊を招來し、茲に、必然的に、都會と農村との間の財政的支出並びに租税負擔の比較を必要ならしめつゝある。

第六、これと表裏して、大戦後は、各國共に、中央財政（國家財政）と地方財政との間の職分の配分、

3) cf. Société des Nations : Memorandum sur les Finances Publiques, 1921 (Genève, 1922) et 1922 (1923) ; Memorandum on Public Finance, 1922-1926 ; Ibid. 1926-28 ; Ibid. 1928-1935.

ひいて、又、國費と地方費との配分關係及び兩者の間の租稅收入の配分問題が、前面に立ち現はれて來たのである。今日に於ける財政調整問題 (Finanzausgleich) が、即ち、それである。

要するに、國內的にも、國際的にも、今日に於いては、財政、就中、財政負擔の比較研究を爲す事が、諸種の視角から、又、様々の意味に於いて、重要視されるに至つたのである。

二 財政（負擔）の比較研究の困難

今日、財政、特に、財政負擔の比較が重要となりつゝある事、及びその理由は、上述の如くであるが、併し、財政の比較研究、就中、財政負擔の比較研究には、次ぎの如き諸種の困難の伴ふ事を見遁し得ない。特に、國際的比較の場合に、然りである。

(イ)、資料調達上の困難

各國には、直ちに比較に用ゐ得る様な、特別の財政統計は無いから、勢ひ、根本資料は、豫算案並びに決算書に之を求めるの外はない。然るに、此の豫算案及び決算書を手に入れる事が、極めて困難であるのみならず、各國の豫算案及び決算の比較についても、諸種の困難を伴ふ。蓋し、發展の傾向を明らかにする爲めには、多年に亙る實績を基礎とする必要があるが、實際に於いては、多年に亙り、各國の豫算並びに決算關係の資料を入手する事は、甚だ困難である。又、例へば、戦前と戦後と云ふ如き、特

定の年度をとつて、比較する場合について考ふるに、この場合、其の選ばれたる年度が、財政發展上、正常年度なる事を必要とすることは多言を要しない。然るに、同一年度が、或る國に於いては、正常なる年であるに拘らず（例へば、一九二六年のアメリカ）、他の國に於いては、諸種の自然的・社會的・政治的・經濟的特殊事情の爲めに、正常ならざる状態にある事が少なくない。

又、財政負擔の比較を完全に行ふ爲めには、後述する如く、單に國家財政だけでなく、地方財政の負擔をも比較せねばならぬ。然るに、地方財政に就いては、必要な資料を調達する事が、國家財政の場合よりも、更に一層困難であるから、現在の所では、眞に客觀的な、詳細な財政負擔の比較研究を行ふことは、事實上不可能の状態にある。尙ほ、研究資料として豫算・決算書が必要であるのみならず、更に、各々の經費目及び收入目の解明の爲めには、一般の學問的文獻に目を通す事が肝要である。而も、所要の文獻乃至情報の調達も、現時に於いては、容易でないから、此處にも、比較財政研究上の困難が存するわけである。

（四）、資料調達の不統一に基づく困難

國家豫算の比較研究は、各國の豫算の構造が、根本的に同一でない爲めに、困難を生ずるのである。従つて、統計に加工するに當つては、各國の豫算の仕組の差異を、出来る限り克服する事に、重點を置かねばならない。其の爲めには、先づ、各國豫算の仕組の相異が、何處にあるやを明らかにし、又、統一的なプランと方針とに基づく加工によつて、此等の相異の、少なくとも、重要な部分を捨象するに當

つて、如何なる原則に據るべきかを考察する必要がある。然るに、此の事は、一つには、豫算の款・項目の細目に互る分類が、極めて不完全なる事と、今一つには、當該行政組織を詳細に知る事が、他國の研究者にとつて、甚だ困難なる爲めに、充分に目的を達する事が出来ない。豫算費目乃至歳入項目の細部に關する缺陷は、一定の推算によつて之を補ふの外なき場合が少なくないのである。

(ハ)、財政事實そのものに基づく困難

上述の資料の調達及び豫算の統一的加工上の技術的困難よりも、更に一層重大な障害は、財政事實そのものから生ずる困難である。此等の困難は、良き資料の利用に依つても、又、廣く情報を蒐集する事によつても、之を取り除く事は出来ない。抑々、財政比較を正當に爲し得る爲めには、比較の對象となる國々の間に於いて、公私の活動の限界が、略々、同一なる事を要する。今、若し、他國においては、國家行政の權限に屬する職分が、ある國においては、私的活動に一任されてゐる場合には、當該目的に對する財政支出だけを比較しても、正當なる答を得る事は不可能である。然るに、此等の相異點を、數字的に除去する事は容易でないから、少なくとも、吾人は、國家組織上の此等の相異及び夫れに依つて生ずる比較の困難を、指摘するだけの用意を欠いではならない。又、様々の公共團體の間、就中、國家と地方團體との間に於ける職分の分割上の相異からも、同様の困難が生ずる。然るに、一方、地方財政に就いて、根本資料を調達する事は、上述の如く、殆んど不可能に近いのであるから、かゝる状態の下に

於ける比較が、兎も角も、大なる誤り無しに行はれるのは、當該諸國における國家と地方團體との關係が、略々、類似してゐる場合に限るのである。此の點より見て、吾々は、國家と地方團體との間に於ける職分の配分が、如何に相異してゐるか、を研究する必要がある。

例へば、今日、文化費の中、最も重要な地位を占める教育費について觀るも、獨り、豫算の數字のみならず、各國の教育制度の實情を判斷し、比較することは危險である。何故ならば、教育事業には、國家のみならず、地方團體、私的團體及び私人が協同參加して居り、又、國家、地方公共團體及び私人の間の教育事務の配分は、國によつて様々であり、且つ、地方團體及び私人の、當該經費の支辨方法も一樣ではないからである。

此の事は、社會費についても亦當嵌まる。

(二)、經濟諸條件の差異に基づく困難

財政と私的營利經濟とは、極めて密接な相互制約的關聯に立つてゐるのであつて、私經濟の存續は、公共團體の役務に依存する所甚だ大である。例へば、國家領域の防衛及び國內の安寧秩序の維持なく、又權利保全の公けの保證なき場合には、今日の生産過程の支障なき發展は考へられない。又、逆に、公共團體の財政は、私的營利經濟に依存し、而して、今日の社會經濟的全構造並びに其の時・其の處における經濟情勢に依つて、甚大なる影響を受ける。斯くて、經費は、工業國と農業國との間、又海岸線の長

き國家と大陸に存在する國家との間に於いては、著しく異なる場合がある。又、物價の變動、特に、貨幣購買力の變動は、全國家財政を左右する力があると同時に、その時々々の景氣の實情は、國家の收入、例へば、所得税、消費稅等々の動きに、甚大なる影響を與へる許りでなく、又、多くの經費、特に例へば農村救濟費、其の他の社會的經費及び私經濟に對する補助金等の上にも影響を及ぼすのである。此等の事實から、財政、特に、財政負擔の比較研究をなさむが爲めには、當該國家の客觀的經濟情勢に遑つて研究する必要がある。斯くして、其の時々の諸經濟因子、例へば、移民費に於いては人口の密度、商船に對する補助金に於いては、海運の情勢の如きを、參照すべきである。同時に、又一方、全負擔の比較に際しては、經濟的及び社會的機構に關する調查報告並びに一國の全經濟力の簡單・明瞭な數字的表現としての國民所得が、最も一般的な、適當な基礎となる譯である。尤も、其の際、國民所得の構成をも考慮すべき事は言を俟たない。尙ほ、財政事實の比較研究に際し、常に遑つて考慮すべき經濟的諸條件に就き、正しい判斷を下す上に、注目すべき重要な諸項目を擧ぐれば、次ぎの如くである。

- (1) 各國の面積及び人口（總人口、密度、人口增加率）
- (2) 職業別人口の構成（農・工・鑛・商・交通・自由職業別）
- (3) 海運國に於いては、商船の數・年齡・噸數及び速力
- (4) 使用馬力及び内地交通機關、就中、鐵道線路の長さ

(5) 外國貿易の動向、特に、生活資料・原料・半成品及完成品別研究

(6) 爲替相場及び物價の變動

(7) 景氣の動向を窺ふ爲めの主要なる經濟指數、(I) 物價指數 (II) 生計費指數 (III) 賃銀指數

(IV) 生産指數、特に、石炭、鐵鋼等重要産業の生産指數 (V) 株價指數 (VI) 失業指數 (VII) 資

本發行指數 (VIII) 貿易指數 (IX) 通貨、特に、銀行券流通高指數 (X) 金利、就中、市中銀行割引

歩合 (XI) 鐵道荷動及び鐵道收入指數等々

以上、財政の國際比較に伴ふ諸困難に就いて述べたのであるが、此等の困難は、一國に於いての財政の時間的比較に就いても、亦當てはまるものがある。かくて、財政、特に、財政負擔の精密なる比較研究は、實際に於いては、極めて困難ではあるが、併し、理論上、決して、不可能ではない。唯、客觀的な科學的研究を爲すが爲めには、上述の諸困難に照して、様々の條件を併せ考慮する事が必要である。以下、考慮さるべき是等の諸條件に就いて研究しよう。

三 財政、特に、財政負擔の比較研究方法上の考慮點

先づ、普通に財政負擔を比較研究する方法としては、各々の國家の歳入、歳出の總額を、人口を以て除して、之に依つて、國際比率を見んとする方法があるが、併し、此の如き方法は、各國民の間に於い

ての階級乃至集團の負擔比較には役立つ事勿論である。加之、單に、一人當りの國費乃至國家收入の比率を明らかにしても、そのみでは、眞の負擔はわからない。少なくとも、次の如き諸事項に就いて、併せ考慮すべき必要がある。即ち、(甲)負擔の客體、(乙)負擔の主體、(丙)其の相互關係の三項に就いて、次の諸點を考慮せねばならぬ。

(甲) 負擔の客體に關する事項。

是は直接財政の豫算に現はれるものと、現はれざるものがある。

A 財政の豫算、決算に現はれるもの

(一) 分量的事項に關するもの

(I) 地方團體及び聯邦に關するもの

先づ、比較研究の目的如何に依つて、答が自ら異なることに注意しなければならぬ。即ち、目的が、各國財政の相對的負擔を見るにあるか、それとも、ある一國內の中央政府と地方政府乃至は地方間の負擔關係を研究するに在るか、によつて、答は同一ではあり得無い。

(イ) 第一に、前者に就いて考へると、負擔の國際的輕重を知る爲めには、普通に行はれるが如き、國家の歳入・歳出だけの比較では、不十分である。蓋し、財政の總額は、國家財政の外に、下級統治團體等の財政數字をも包含すべきであるからである。而して、各國の經費總額を算出するに當つては、單

一國家なりや、聯邦國家なりやに注意しなければならぬ。(1) 單一國家にあつては、國家財政に就いて、單に一般會計のみならず、特別會計の數字をも加へ、且つ、之に地方財政、即ち、府縣財政及び市町村財政の數字を加算せねばならぬ。然るに、一般會計と特別會計、國家財政と地方財政、並びに地方財政間に於いて、同一の數字が二重に計算されるものが少なくない。従つて、眞に、一國財政の總額を知るには、此等の諸數字の合計より、二重計算を差引く必要がある。(2) 次ぎに、聯邦國家に於いては、聯邦政府の財政と各支分國又は各州の財政、並びに地方財政の數字の總計より、此の間の二重計算を控除する必要がある。

(註) 單一國家の場合には

(國家財政 (一般會計 + 特別會計 - 二重計算) + 地方財政) - 二重計算 = X を求めねばならぬ。
所謂豫算純計

(口) 次ぎに、第二の場合、就中、一國內の特定の地方間の負擔關係を比較する場合に就いて考ふれば、斯かる場合には、前述の合計的方法は不適當であつて、寧ろ、個別的計算を採用しなければならぬ。蓋し、經費、收入の何れに就いて見るも、中央と地方、府縣と市町村、市と町村、更に、都市の間に在りても、大・中・小都市、又、商工地方と農業地方、後者にありても、養蠶地方と米穀地方、等々の間に於いて、財政の負擔は必ずしも同一ではないからである。又、聯邦國家に就いて見るも、聯邦内

の各州乃至支分國間に於いて、負擔關係は異なるものがあるからである。

(I) 豫算制度に關する事項

財政の全體的負擔を考察する場合には、國によつて、豫算制度に、種々の差異が存する事を忘れてはならない。此の點については、(イ)總計豫算と純計豫算、(ロ)一般會計と特別會計(ハ)本豫算と追加豫算、(ニ)會計年度上の相異等々を考慮する必要がある。

(イ) 總計豫算主義と純計豫算主義 (La règle du budget brut et la règle du budget net)

前者 (Brutto Budget, Gross budget ; budget brut) は、國庫に流入し來る一切の收入と、國庫が支出する全部の經費を、豫算に計上する主義であり、後者 (Netto Budget ; Net budget ; budget net) は、國庫の收支の全部でなく、其の一部、即ち、純收入及び純支出のみを、豫算に掲げる所の主義を云ふのである。⁴⁾ 例へば、租稅收入に就いて見れば、總租稅收入額から徵稅費を控除したものが純收入であり、又、私經濟的收入にありては、總收入より經營費を控除せるものが純收入である。又、教育費に就いて見れば、總教育費から入學料及び授業料等の收入を控除せるものが純經費である。

今、各國豫算制度の傾向について大觀するに、純計豫算主義より總計豫算主義に向ふのが常例であつて、今日の主要なる文明諸國は、原則としては、總計豫算主義を採つてゐる。我が國も、亦原則として、總計豫算主義を採用し、例外として、一部分純計豫算主義を加味してゐる(例之、專賣局益金、印

4) cf. Gaston Jèze, Cours de Science des Finances et de Législation financière Française, Théorie Général Du Budget, Sixième Édition, 1922, p. 172 ff.

刷局益金)。

斯かる傾向を生じた理由を明らかにしめる爲めには、兩主義の利害、得失を考察しなければならぬ。

(1) 純計豫算制度は、純收入及び純經費を知るに便利である。従つて、營利收入や獨占收入等に従ひては、負擔關係を明らかにする上から、純計豫算が適當である。又、純計豫算は、財務を簡便ならしむる長所を有するも、併し乍ら、(i) 財政の實情は之によつて盡す事が出來ず、(ii) 收入行爲の不經濟を監督する事が出來ず、(iii) 支出官廳は所定の收入を自由に使ひ、收入官廳は之を自由に支拂ふ事が出來るから、會計の公明を欠くの怖れがあり、(iv) 又、租税その他の收入の能率を比較し得ず、(v) 政務の實績を判定する事が不可能である、等々の欠點を有つてゐる。

(2) 之に對し、總計豫算主義は、(i) 財政の全般的實情を示し、(ii) 當局の責任を明らかにし、(iii) 會計監督を容易にし、(iv) 従つて、財務に就いての改善に資し、(v) 特に、計理機關の良否、收納方法の當否、國務全體の費用、及び國民負擔の程度を知るに便利である、等々の長所を有つてゐる。尤も純收入及び純經費を知る爲めには、此の制度は不適當であると云ふ欠點を持つが、一般的に見て、其の長所多く、且つ、豫算統一の原則上適當であるから、今日、此の主義が廣く行はれてゐるのである。尙ほ、此の制度に伴ふ欠點を除去する爲めには、原則として、總計豫算主義を採ると同時に、他

面、純計豫算を加味する事が適當である。

(□) 一般會計と特別會計

國の歳入、歳出は、夫々一國として相對せしめて、歳入全體を以て歳出の全體を賄はしめる、と云ふ主義が、豫算統一主義であるが、此の建前からすると、豫算は一個たる事を要する。併し乍ら、實際に於いては、國により、例外的に、特別會計豫算を設けるものが少なくない。我が國の如きは、他國に比し、特別會計頗る多く、現在に於いて、其の數三十四に上つてゐる。一般會計の豫算は、又、之を總豫算とも言ひ、普通に豫算と云へば之を指すのである。

我が國の特別會計は、之を理論上

(1) 植民地特別會計

(2) 官業特別會計

(a) 官業官營工業特別會計

(b) 官營交通運輸業特別會計

(c) 官營金融業特別會計

(3) 教育乃至文化施設特別會計

(4) 經理又は管理特別會計

の四つに分類する事が出来る。而して、一般會計と特別會計との關係に於いては、

(1) 一般會計と交渉を持つ特別會計と

(2) 一般會計より獨立經營を爲す特別會計とを分つ事が出来る。前者は、

(a) 專賣局特別會計の如く、收入益金繰入れの關係があり、

(b) 印刷局特別會計の如く、賣買關係に立つものもある。

(c) 又貸借關係に立つもの、例へば、大藏省預金部特別會計の如きがあり、

(d) 收支繰入れ關係に立つ事、例へば、一般會計より植民地特別會計への補充金の支出、大學特別會計への政府支出金の如きものがある。

特別會計に就いては、經營技術上、之を是認すべきものがあるが(例へば、官業特別會計)、併し、既述の如く、豫算統一の根本原則よりすれば、特別會計は、成るべく其の數少なきを可とする。

特別會計の少なき國に於ける財政と多き國のそれとを比較する場合には、特に注意を要する。例へば、一國の經費中、軍事費の占むる割合を比較するに當り、特別會計の多き我が國に於いて、單に、一般會計歳出に對する軍事費の割合を算出し、之を、英・米等の特別會計少なき國の軍事費の割合と比較して、直ちに、その多寡を論ずるのは、當を得ない。よろしく、更に進んで、所謂國庫歳出純計に對する軍事費の割合について比較論究すべきであらう。

(ハ) 本豫算と追加豫算

本豫算と云ふのは、當初に提出又は決定さるゝ豫算であつて、普通に所謂豫算は之を意味する。尤も、當初豫算には、一般會計豫算のみならず、特別會計豫算をも含む。豫算統一の原則よりすると、豫算は纏めて、一度に提出するのが本筋であるが、實際上では、各國共に、所謂追加豫算なるものが存在する。故に、負擔の全體的考察に於いては、本豫算のみならず、追加豫算をも、併せ考察する必要がある。

實際上に於いては、本豫算の編成後に、經費支出の必要を生じ、或は年度の經過中に現年度の經費に不足を生ずる様な場合があつて、事項及び金額を補充追加する必要を生ずる事がある。是れ追加豫算の提出を認めねばならぬ理由である。併し乍ら、追加豫算を容易に認めるときには、稍々もすれば、本豫算編成の際に、經費支出の必要が認めらるゝに拘はらず、本豫算の膨脹を隱蔽する爲めに、之を追加豫算に譲るが如き弊害を生ずる事が少なく無い。従つて、我が會計法第七條に於いては、必要避くべからざる經費及び法律又は契約に基づく經費により不足を生じたる場合を除くの外、追加豫算を提出する事を得ず、と定めてゐるのである。併し、現實に於いては、此の規定は、屢々、無視せられ、寧ろ、追加豫算が行はれるのが例となつてゐる。

本豫算及び追加豫算は、其の編成、立案、交付共に、別々になつてゐるから、形式上は、區別されて

あるが、併し、追加豫算を本豫算に追加して議會の協賛を経て、之が交付を見たる以上は、追加豫算は、本豫算に合併して、同時に、全體として施行するのである。故に、兩豫算は、豫算成立の徑路に於ける區別に外ならず、之を以て、直ちに、豫算統一の原則を犯すものと爲すのは當らないのである。全歳出乃至歳入の比較に於いては、本豫算の他に、一切の追加豫算をも包括的に考察する必要があることは言を俟たない。

(二) 會計年度の相異

會計年度の期間は、沿革的に云へば、一年制、二年制、四年制、六年制等がある。又、我が國に於いても、徳川時代には、決算は多く三年制、豫算は一年制を採用した。又、明治の初期にありては、九月、六ヶ月の期間もあつたのであるが、併し、現代の多くの文明國に於いては、一年制が行はれ、ソヴィエツト・ロシアだけは、六ヶ月制を採つてゐる。併し乍ら、我が國に於いては、明治二七・八年同三七・八年、大正三年等の臨時軍事費特別會計は、會計の創設より閉鎖迄を一會計年度と定めたのであるから、此の場合には、會計年度は十年又は、十數年に及ぶ事がある。

此の如く、會計年度の期間は、國によつて、必ずしも同じでなく、又、同一の國家に於いても、時により、常に必ずしも同一でないから、各年度の財政の比較に當つては、當該會計年度の長短について考慮を拂ふ必要がある。

次に、會計年度の開始期は、國によつて、必ずしも、同一でない事を忘れてはならない。此の點は、特に、貨幣購買力の變動を考慮して、財政負擔の修正、加工を企てる場合に、注意を要する。今日、多くの國では、會計年度は曆年と一致しないのである。例へば、獨逸、日本及び英國は、四月一日に會計年度が始まり、翌年の三月末日を以て終る。又、七月一日に始まり、翌年の六月三十日に終るものは、米國、伊太利、スペイン、ポルトガル、支那等である。併し、佛國、和國、白國の如きは曆年によつてゐる。尤も、佛蘭西は、一九三〇年より會計年度を、當年四月一日に始まり翌年三月三十日に終る一箇年に變更せるも、一九三三年より曆年制に復歸した。我が國に於いても、最近、曆年制に改めむとする提言が現はれてゐる。尙ほ、滿洲國に於いては、一九三二年乃至一九三四年度は、當年七月より翌年六月迄を以て一會計年度とし、一九三五年度の經過的特別取扱を経て、一九三六年度以降曆年制が採用されてゐる。

(二) 品質的事項に關するもの

(1) 歳入に關する事項

國家公共團體の歳入には、租税の外、官公企業收入、廣義の手數料等があり、尙ほ、歳入不足の場合には、公債收入により、又は、不換紙幣を發行する場合がある。然るに、歳入に關する負擔には、歳入の種類如何によつて輕重の差がある。従つて、單に金額のみの比較を以てしては、歳入の負擔を、正當に

比較することは不可能である。

(イ) 先づ、官公企業收入に就いて見るに、

(1) それが財政獨占收入である場合には、それは租税に準ずるものとして、之を租税負擔の中に入れるのが適當である。何故ならば、財政獨占收入にありては、税法上より見るも、すでに課税の意圖が存在してゐるからである。尤も、財政獨占收入の全部が、租税負擔を意味するものではない。嚴密に云へば、其の商品の原費（原價）と獨占價格の差額のみが、隠れたる課税であると云ふことが出来る。此の場合の價格政策の作用は、間接税の夫れと選ぶ所はない。併し乍ら、財政獨占收入についても、固定資本及び經營資本の利子、更に又、それが私的企業として行はれた場合に得らるべき平均經營利潤は、之を負擔と見ないで、獨占利潤の中より控除すべきではないかが問題となる。之を控除すべしと爲す論者の論據は、上述の額は、この獨占の經營が、私人の手によつて行はれる場合に於いても、公衆が、矢張り、價格の中に入れて、之を支拂はねばならぬから、と云ふにある。⁵⁾ 理論上は、肯定説を採るべきである。併し、實際上は、斯くの如き額を數字的に計上することは、困難且つ不確實であるから、負擔の比較上には、之を無視するの外はない。

所で、行政獨占の場合、及び自由競争下にある公企業の場合如何。斯かる場合、製品の一部を國家が購入し、従つて、公衆がその買手とならない様な企業、例へば、國營軍需品工業の如きものは、之を

5) vgl. Wagner, Gutachten im Denkschriftenband, 1908, S. 115.

除外し置くを可とする。何故ならば、通例、此等の企業に於いては、餘剩をあげる事は、始めから問題とならず、従つて、負擔の公課は、問題となり得ないからである。

(2) 行政獨占の場合、例へば、國有鐵道、郵便、電信、電話事業の如き、又、地方團體の諸獨占的經營、例へば、市營電鐵、電氣瓦斯事業及び水道の經營等に於いては、其のサービスの代價を計算するに當つて、課税の意圖が存在しない事は云ふを俟たない。併し乍ら、此の事は、財政難の場合、其の他の特別事情の下に於いて、當該公共團體が、其の價值を高めて、其の中に一つの隠れたる租税の部分を含ましむる事を、何等妨げるものではない。而も、今日の如き恐慌下に於いては、事實上、國家又は市町村は、此等の經營に就いても、純然たる財政收入をあげんとする方策を採り得るし、又、現に採つてゐる。何故ならば、此等の經營には、有力な私的競爭が排除してゐるからである。故に、行政獨占の收益に就いては、之を形式的に考察する事なく、飽く迄、其の料金政策の實際に就いて、判斷を下さなければならぬのである。

(3) 次ぎに、自由競爭の下にある公企業の收入に就いてはどうであるか。此の場合は、私的市場價格によつて左右される結果、財政收入を本位とする價格政策を行ひ得ない事は云ふ迄もない。併し乍ら、斯る公企業の收益についても、之を負擔と見るべしと云ふ論者が少なくない。此の種の論者の中、或る者は、之を單なる財政的負擔と見るべく、租税負擔とは見るべきでは無いとし、又、或る學者は、之を純然たる租税負擔の中に加へむとしてゐる。例へば、Gertie は、其の純收入は之を當該國民の財政負

擔と見、其の理由として、此の純収益の獲得は、取りも直さず、國民所得よりの直接徴收、即ち、人民の所得の減少を意味するものであり、人民は、此の場合、私企業に於ける如く、貨幣が、配當や重役の給料と云つた形で、私經濟に流入する場合に比し、それだけ、租税給付能力が減殺する、と云ふ事を擧げてゐる。⁶⁾之に對し、Wagner の如きは、斯かる純収益は、地代及び資本利子、それから營業利潤及び企業者所得より成り、従つて、その本質上、租税負擔の中に入るべきではない、としてゐる。⁷⁾又、Plenge は、「列強の財政」と云ふ論作の中で、これ等の國家企業の純収益を負擔の中に加へてゐる。何となれば、國家の目的の爲めに振り向けられる營利純收入は、それ丈け、私的所得から控除されるのであるから、私人の租税を支拂ひ得る力は、それ丈け減少する。國家は、此の純收入の存しない場合は、それだけの額を、租税によつて調達しなければならぬであらう、と述べてゐる。⁸⁾

此の種の純収益に就いては、先づ第一に、國家公共團體の企業經營の爲めに、それだけ、私人の收利能力の機會及び収益を擧げる機會が減少される、と云ふ意味に於いては、それは、明らかに、私經濟にとりては、負擔を意味する。第二に、當該公企業の能率が低く、ために其の經營費が増大する場合には、これ亦、國民經濟上の負擔と見なければならぬ。第三に、此等の純収益も、私經濟からの購買力の徴收を意味する事は明らかであるが、それが不生産的に支出せられ、爲めに、私經濟に於ける如く生産活動の促進に資せない場合に於いては、それは、國民經濟上、負擔と見なさなければならぬのである。尙ほ、此の

- 6) Gerloff, W. ; Steuerbelastung und Wiedergutmachung, im 168 Bd. der Schriften des Vereins für Sozialpolitik, S. 7, 8 und 10.
- 7) Ado f. Wagner, Gutachten im Denkschriftenband, Berlin, 1908, s. 115.
- 8) Plenge, Die Finanzen der Grossmächte. Eine Kritik neudeutscher Finanzstatistik von Dr. J. Plenge, in der Zeitschrift f. d. ges. Staatswissenschaft, 1908, s. 767 ff

純収入が大となる場合は、それは租税の額を夫れ丈け減少せしめる事となり、その意味に於いては、租税負擔の輕減を招來する事に注意しなければならない。

以上の如き條件を認めるならば、自由競争上の公企業の純益は、それ自身、租税負擔ではなく、又、國民の特別負擔ではない事は明らかである。唯、茲に問題となるのは、斯かる營利収入が租税收入を補ふと云ふ事實から、直ちに、營利収入大なる國は、財政負擔小にして、租税收入の大なる國は、財政負擔大なり、と斷定し得るや、と云ふ事である。神戸博士は肯定説を採られる。⁹⁾私見に依れば、成る程、此の場合、租税制度が反應能的であり、従つて、民衆の租税負擔がより大なる國に於いては、反對給付を伴ふ營利収入の大なる事は、夫れ丈け、負擔の相對的に輕き事を意味する、と云ふ事が出来る。併し乍ら、如何なる場合に於いても、上述の理論が妥當するとは限らない。例へば、租税制度が應能的であり、従つて、國民全體としての負擔が、所得の大なるに伴れて累退的である所の反應的な税制の下に於けるよりも、全體として、著しく輕い場合に於いては、租税收入の大なる國は、營利収入の大なる場合よりも、必ずしも負擔多しと云ふを得ないのである。蓋し、價格機構なるものは、通例、給付能力に對しては、寧ろ、逆進的な作用を爲すものであるからである。

(口) 租税負擔

- (1) 租税負擔に就いては、租税制度の全般に互つて、それが、應能的なりや否やを吟味するを要す

る。而して、一國の租税制度が、直接税に偏する場合には、間接税に偏する場合に比し、其の負擔は、相對的に輕しと云ふ事が出来る。

(2) 更に、直接税の中、一般所得税を中心とし、之を補完するに一般財産税を以てする仕組は、補完税として収益税を採用する國に比し、負擔關係は輕い。何となれば、前者が相對的に應能原則に適合し易いからである。例へば、免稅點を設け、累進稅率を適用し、勤勞所得に就き控除を行ひ、又、家族の人數、其の他の人的事情を考慮する事が、前者に於いて、より容易であるからである。

(3) 間接税の中の消費税に就いては、それが反應能的なるが故に、出來得る限り、間接税の小なる事が、租税の負擔を輕からしむる所以であるが、併し、奢侈的消費税は、此の一般的原则に對して、例外をなすものなる事を忘れてはならない。又、一般の内國消費税に就いても、

(i) 佛國の制度の如く、多數商品に分散して課税する主義は、英國の如く、少數の商品に課税する場合に比して負擔は輕い。

(ii) 消費税の負擔は、課税客體の性質、即ち、それが生活必需品であるか、又は趣味品・嗜好品であるか、或ひは奢侈品なるかに依つて、異なつて来る。前者は負擔重く、後者は輕い。又、輸出品であるか、國內消費品であるかに依つて、負擔は異なる。即ち、前者は輕く、後者は重い。

(iii) 原料に課税するか、製品に課するかに依つても、負擔は異なつて来る。尙ほ、專賣と消費税と

の間に於いても、負擔は同一でない。專賣の方が、理論上、應能原則を加味することが、消費税よりも幾分容易である。

(4) 關税に就いては、財政關税は、内國消費税に代るべきものであるが、併し、保護關税の場合に於いては、事情は異なる。何となれば、此の場合は、最初より課税の意圖なく、それは、専ら或は主として、經濟政策的觀點から設けられるものであるからである。併し乍ら、保護關税と雖も、國庫に收入を齎す場合には、それは明らかに負擔と解しなねばならない。何故ならば、此の場合に於いても、輸入品は、少なくとも、關税額だけ高められ、従つて、消費者は、それによつて、間接税と同じ負擔を課せられるからである。併し乍ら、關税負擔に就いては、更に進んで、幼稚産業の保護の爲めの育成關税なりや、或は高率保護關税又はカルテル關税なりやを明かにし、兩者を分つて考察せねばならぬ。前者に於いては、一國の産業が、その結果、發展する場合には、國民の經濟的給付能力は増加するが故に、負擔は軽い。併し、後者は、一部の資本家の爲めに超過利潤を確保する事となり、獨占價格を保つ事を可能ならしめるから、一般消費者にとりては、負擔は重いと云はねばならぬ。

(5) 交通税については、種類によつて負擔が異なる。財産流通税にありては、例へば、相續税の如く、民衆に大なる負擔を課する事は少ないのであるが、價格流通税に於いては、必ずしも、さうでない。尤も、登録税は、大體に於いて、有産者の負擔する所であるが、印紙税にありては、能力小なるも

のも、相當の負擔を課せられる事になる。

(6) 尙ほ、何れの税たるを問はず、次の事項を考慮せねばならない。

(i) 名稱は同一なるも、時と處に依り負擔關係は、必ずしも同一ではない。従つて、税法その他に就いてその内容を分析せねばならない。

(ii) 普通に、舊税は新税よりも負擔輕し、と云はれるが、¹⁰⁾これは、主觀的意味に於いて、舊來の税は、慣習的に、之を納むべしとする觀念が支配的なるが故に、其の負擔輕し、と云ふのである。之に反し、新税は、新たに負擔の増加を意味するが故に、其の苦痛は大である、と爲すのである。併し乍ら、私見に依れば、客觀的に、舊税は、常に、新税よりも負擔輕し、と斷言し得るや否やは、疑問である。よろしく、新舊の兩税に就き、夫々の税が、應能原則に適合するか否かを吟味する事によつて判斷すべきである。例へば、地方税たる戸數割は、反應能的なるが故に、舊税なれども負擔重く、應能的な一般財産税は、それが新設されても、その負擔は、必ずしも重しとすることは出来ない。

(iii) 比較さるべき諸國の租税の中、特殊の租税を比較する場合には、特別の注意を必要とする。即ち、他の租税との關聯に於いて、負擔の程度を測定すべきである。何となれば、同一の税が、甲國に於いて、乙國よりも重しとするも、更に重き他の税種が甲國に存在せずして乙國に存在する事があるからである。

(iv) 税は、其の種類に依り、國税として、或は地方税として、よりよく應能原則に適合し得るもののある事に注意しなければならぬ。一般的に云へば、人税、即ち、一般所得税と一般財産税は、國税が適當であり、物税、例へば地租、營業收益税の如きは、地方税となす方が、相對的に、よりよく應能原則並びに利益原則に適合し得る事となる。

(ハ) 公債收入及びインフレーション收入

(1) 公債收入

公債については、外國債と内國債とに分けて、之を考へねばならぬ。外國債は、起債當時に於いては當該起債國に對し、何等の負擔をも意味しないから、收入の負擔を比較する場合には、之を除外する事が適當である。蓋し、外國債の場合に於いても、負擔作用をなす事なきにあらざるも、それは、收入としてではなく、その支出が、如何なる目的の爲めに行はれるかに依るにすぎないからである。然るに、内國債に於いては、之と異なる。この場合には、單なる起債そのものが、負擔を惹起する場合がある。何となれば、國家が、國內金融市場から、起債を通じて、購買力を吸収する時は、國內金融市場に於ける資金の供給が減少して、其の結果、利率が高まり、従つて、生産費が高められるから、結局、消費者が負擔者となる場合があるからである。即ち、内國債の負擔的作用は、生計費の騰貴並びに生産手段が國家目的の爲めに拘束さるるの點に存する。蓋し、國家は、起債なき場合に、生産に振り向けらるべき

資金を、自己の目的の爲めに要求する事が、あり得るからである。従つて、内國債の起債に基づく負擔は、右の如く、理論上は、負擔の比較に際し、之を加算するを要するも、實際上に於いては、數字的にその負擔を確める事が困難である。従つて、その場合には、財政負擔の國際比較において、之を考慮する事が不可能となる。

(2) インフレーション收入

國家は、不換紙幣を發行する事によつて、收入の不足を補ふ場合がある。斯くの如く、國家が、夫れ自身としての素材價值を有しない支拂ひ方便を多額に造り出して、之に依つて、私經濟から財及び勞勞を調達する事は、又、一種の負擔を意味するものと云はねばならない。何となれば、インフレーションの結果、貨幣の購買力が減少して、物價が騰貴するに拘らず、一方、勤勞所得、就中、勞賃は、その騰貴の割合が、物價のそれよりも小であり、且つ、騰貴の時間に於いて、著しく遅れるからである。従つて、インフレーションは、多數の勤勞者の購買力の一般的な強制徴收に外ならぬ。かくて、財政學上より見れば、インフレーションに依る收入の調達は、最も包括的な性質を有する間接税に類するものと云つても宜しい。

(註) 要するに、インフレーションが激しくなると、少數の大産業資本家に富が集中し、農民、勤勞者、及び中小工業家の貧困化を結果し、従つて、貧富の懸隔を大ならしめ、社會に於ける富の偏在を擴大強化することとなる。

(Ⅱ) 歳出に關するもの。

(イ) 歳出の種類の一つとしての経理費が大なれば、小なる時に比して、負擔は大となる。然し、経理費の全部が、國民の特別負擔ではない。何となれば、民間にその事業が任かされた時も、矢張り、一定の経理費を必要とするからである。例へば、鐵道を民業とするも、矢張り、経理費を要する。で、官業が能率低きために、民業よりも、一層経理費を多く要したる部分丈が、國民の特別負擔の増加を意味するにすぎない。

(ロ) 経理費は、その性質が収益的なりや、非収益的経理なりやにより、又は、生産的経理なりや不生産的経理なるやによつて、負擔關係が異なつて来る。一般には、生産的経理又は収益的経理の方が、負擔は輕いと云つていい。併し、これは、單に形式的に考察せずして、實質的に見なければならぬ。例へば、鐵道事業費は、形式上は、生産的と云ひうるにしても、収益のあがらない私設鐵道を國家が高價に買収せる如き場合は、實質的には、収益的ならざるは勿論、生産的でもないことがあるからである。軍事費は、収益的でないことは、明らかであるが、それが不生産的なるや否やについては、争がある。惟ふに、軍事費は、價值増殖的ではないから、直接的な且つ狹義の經濟過程の上より云へば、不生産的だと云はねばならぬ。唯、併し、それによりて國防が強化せられ、生産の發展の基礎條件たる治安が維持せられ、又、商品・資本の市場が擴大される場合や、軍需工業が發達して、不景氣が跋行的乍らも若干

緩和される場合には、少なくとも、間接的には、一概に不生産的なりと云ふを得ない。

(ハ) 舊債費と新債費は、負擔する人によりて異なる。現代人の負擔としては、新債費の方が負擔軽く、舊債は重い。何となれば、舊債に於いては、新債の如く、現代にその効果が及ぶことが少ないからである。

(ニ) 元金償還費に於ける任意と強制、即ち、自由償還と強制償還とによりて、負擔は異なる。自由償還とは、財政上便宜な時に自由に償還するを云ふ。強制償還とは、契約又は法制上償還の強制されるものであるから、不景氣の場合、貨幣價值大なる時でも償還する必要がある。かゝる場合は、景氣よく貨幣價值小なる時に自由に償還する場合よりも、負擔は重い。尤も、自由償還は、政府にとつては便宜であるが、償還を疎略にし、公債額を膨脹せしめる惧れがある。かゝる場合は、負擔は却つて重くなる。

(ホ) 經常費と臨時費とについては、前者は、年々繰返される經費なるに反し、後者は、然らざるが故に、一般に、臨時費の負擔の方が、堪え易いとされてゐる。¹¹⁾ 併し乍ら、その爲めに臨時費は議會の協賛を受ける事が容易であるから、往々、不急、不用又は不生産的事業の經費を、臨時費として支出する傾がある。この場合には、客觀的に、負擔は却つて大となる。又、所謂臨時費の中には、實質的經常費が含まれてゐる場合が少なくないことは、比較研究上注意を要する。

(ヘ) 尙ほ、經費の負擔關係上、次ぎの諸點に注意すべきである。

(i) 經費の取扱ひ方が國により又時によつて、必ずしも同一でない。經常費・臨時費の區別が、實際上區々たることは、既に述べたが、その他にも、例へば、恩給年金費は、我が國に於いては、遞信省所管となつてゐるが、佛蘭西では、之を國債費の中に入れてゐる。又、義務教育費の如き、我國や獨佛その他多くの國では、教育費として取扱ふものを、英、米に於いては、社會費中に包含せしめてゐる。¹²⁾斯の如く同一名稱の經費が、必ずしも、その内容を一にせず、又、同一の經費が各省に分散し(例へば我が國の軍事費)、更に、性質を異にする諸經費が、同一の省の所管に屬することがある。加之、同一の經費が時代によつて、所管を異にし(例、佛蘭西の植民費)、又は、所屬會計を異にすることがある。我が國に於いて、從來、一般會計(遞信省所管)に屬せし通信事業費が、昭和九年度より特別會計所屬となりし如き、その一例である。

(ii) 經費の方向、用途並びに支出の方法の如何によつて、負擔關係は大いに異なる。特に、請負又は物品の購入の方法、一國の政治道德の如何が、負擔の上に影響する所少なくない。¹³⁾

B 豫算に現はれざるもの

(1) 豫算に現はれざるも、經費となつて、國民の負擔となるもの。(イ) 經費として支出されるが、純計豫算制度を採用する爲めに、豫算に計上されざるもの、(ロ) 豫算外支出並びに豫算超過支出にして、豫算上の豫備金以外に、政府の責任支出として行はれるものがある。

12) 岩波 經濟學辭典 Ⅱ 卷 拙稿 社會政策的經費參照。

13) 同上、Ⅱ 卷 拙稿 經費膨脹の法則及び Ⅲ 卷 人件費、物件費の條參照。

(2) 豫算に現はれず、又表面上、經費として支出されもしないが、國民の負擔たるものがある。所
匿れたる經費乃至は匿れたる公共需要が是れである。¹⁴⁾ 例へば、名譽職、徵兵制下の兵役、町村等に於け
る扶役、戰時又は非常の際の物資の徵發、物件、金錢の寄附、無賃乗車券交付、選舉運動費、賄賂、租
稅の新設増徴・官業の創設經營・公債の募集償還等々に伴ふ經費以外の間接の國民經濟的負擔等々。

(乙) 負擔すべき主體に屬する事項

(A) 人口數

人口一人當りの負擔を見ることは、意義のあることではあるが、當該人口統計の正確さは、國により
又時代によつて、様々である上に、收利能力ある人口の割合は、國により一樣でないから、人口數のみ
によつて、負擔の輕重を速斷してはならぬ。更に進んで、人口の内容を分析するを要する。就中、年齡
別、性別、職業の有無、保健狀態、教育程度等々を、併せ考慮しなければならない。

(B) 國民所得及び國富

普通に、最も簡單で而も適當な比較方法として擧げられるのは、國民所得及び國富に對比せる財政負
擔の比較法である。國民所得を計算するには、主觀的方法、客觀的方法及び混合法乃至折衷法の三方法
がある。

主觀的方法とは、所得を得る人（又は財産を有する人）につき、所得（又は財産）を調査し、之を合

計して、國民所得（又は國富）を調べる方法である。

客觀的方法とは、所得（又は財産）の各種類につき、其の金額を算定し、之を綜合して、國民所得（又は國富）を調査する方法をいふ。

前者を又人的方法とも呼び、後者を物的方法とも稱する。而して、國民所得又は國富の計算方法は、國により又時によつて、必ずしも同一でなく、又、調査の正確さの程度も、區々たることに留意しなければならぬ。假令、調査が等しく正確であるとしても、それに基づいて財政負擔の大小を判斷する場合には、尙ほ、次ぎの諸點を考慮する必要がある。

（イ）國民所得の大なる程、負擔能力は、比例以上に増大する。但し、累進の割合は、精密に之を判定し得ない。

（ロ）國民所得は同一であつても、その配分狀態の如何によつて、負擔關係は異なる。即ち、貧富の懸隔大なる國は、その小なる國に比し、負擔能力はより少ない。

（ハ）國民所得の源泉が、勤勞なりや財産なりによつて、同一額の所得も、その負擔能力を異にする。財産所得は、同額の勤勞所得に比し、負擔能力はより大である。蓋し、前者は、所得の存續性、安定性が一層大であり、従つて、保險・貯金等の必要が相對的に少なき上に、所得をあげるに要する費用がより、少なく、且つ、所得の増加の可能性が大であるからである。而して、混合所得、例へば營業所得の如

き財産、勤勞の兩者に基づく所得の負擔能力は、その中間に位する。故に、國民所得の構成を分析し、三種所得の割合を考察することが必要である。

(二) 同一の所得にても、それが、消費に向けられるか、蓄積に向けられるかにより、又、奢侈的支出か、必要品の購入に用ゐられるかに依つても、負擔能力は異ならざるを得ない。前者の負擔能力は、後者よりも大である。従つて、所得の使用乃至支出の如何をも考慮する必要がある。

(丙) 負擔の客體と主體との關係に屬する事項

經費及び政治の内容が、客觀的に見て、國民全體の福利を増進するものなりや否や、及び政治の良否に對する國民の批判力と自覺の大小も、亦、負擔關係に影響を有つ。

尙ほ、最後に、一言すべきは、負擔の計算及び比較に際して問題となるのは、必然的に、實質所得であつて、名目所得ではないから、國際的負擔を比較する場合には、爲替相場を考慮する丈では不十分であつて、更に進んで、貨幣の購買力をも顧慮しなければならないことは是れである。而して、貨幣の購買力の評價は、多くの場合、物價指數に依つて行はれる。但し、物價指數の性質は問題が多く、従つて、之が適用には、細心の注意を要する。蓋し、指數作製の方法が、國により、時により、一樣ならざることを、姑らく問題外に持くも、尙ほ、氣候、人種、民族、生活慣習等が、國によつて異なり、ために生計、従つて、生活費指數も、亦影響を受けざるを得ないからである。故に、客觀的な比較をなし得むが

爲には、人爲的に構成された、一定のインデックス・シエーマを有つ必要がある。例へば、比較すべき諸國の指數計算に對し、最も重要な諸要素を統一的に包含するようなインデックス・シエーマをつくらねばならぬ。かような指數が作成される迄は、吾々は、各國の本位貨で表はした絶對負擔額を相互に並べるか、又は、本位貨關係が健全なる場合には、爲替相場によつて與へられる價值關係に換算するか、又は生活費指數に價值を換算するかするより外はないであらう。

何れにせよ、當該諸國に於ける購買力の動きを示す表に依つて、數字を解釋するのが適當である。